

島根原子力発電所 2号機に係る住民説明会、原子力安全対策合同会議の主な質問等

資料3

【住】県・市主催住民説明会（10/24から11/24まで県内5カ所で開催）
 【合】鳥取県原子力安全対策合同会議（11/8, 22開催）

1 安全対策

No.	分類	質問等	回答主旨
1-1	新規制基準 (世界で最も厳しい基準か)	新規制基準は「世界一厳しい基準である」と言っている。世界一厳しい基準なのか。【住・合】	<p>【原子力規制庁回答】</p> <p>「世界一厳しい基準」とは言っていない。基準を作る際に IAEA (国際原子力機関) や米国、フランス、ヨーロッパの国々の基準を調べて抜けがないようにし、「世界一厳しいレベルの基準」と言っている。</p>
1-2	新規制基準 (基準に適合すればゼロリスクか)	<p>原子力規制委員長は「世界で最も厳しい水準と説明するのは違和感がある。厳しい基準に合格したのだから安全という脈絡で語り出すと、これは新たな安全神話だ」と言っている。ひとことで言うとゼロリスクではない。</p> <p>鳥取県は「新規制基準に適合した原発は基本的には福島第一原発事故と同じようなことは起こらない。原子力規制庁の説明では『避難の必要がなくなる』というのが新規制基準だと聞いている」との考え方を示した。資源エネルギー庁は「基準に合格したことは、安全性の確保が確認された」との認識を示している。</p> <p>これら認識に対して、原子力規制庁はどのように思われるか。【住・合】</p>	<p>【原子力規制庁回答】</p> <p>基準は相当引き上げて、かつ福島第一原発事故で起きたことはすべて教訓として盛り込んで基準に反映しており、安全性は相当高まっている。ただ、安全だと言ってしまうと、もう事故は起きないととられる可能性もあり、そういう表現は慎んでいる。</p> <p>リスクは決してゼロにはならない、可能な限りリスクを減らすための継続的な改善を続けていく。</p> <p>どれぐらい安全かを表現するのは難しいが、川内原発を許可したときは「運転にあたって求めるレベルの安全性が基本的なところで確保されていることを確認した」と原子力規制委員長が申し上げた。</p> <p>新規制基準は、原子力発電所を使用するために最低限クリアする必要のあるものと位置づけている。よって島根 2号機は再稼働に必要な最低限のレベルをクリアしていると判断している。</p>
1-3	基準地震動 (820ガルの評価)	基準地震動を820ガルに見直しているが、一般住宅は1500ガルが一般に使われている。 (820ガルの耐震設計では) 原子炉建屋や配管が被害を受けるのではないか。【合・住】	<p>【原子力規制庁回答】</p> <p>基準地震動は、敷地の硬い地盤で起こる地震の最大加速度で示している。一般住宅の地震動は、揺らした結果耐えられたという数値であり、原子炉施設の設計の根拠となる数字とは異なり、単純に比較はできない。</p> <p>原発は、別途規制で基準地震動の3倍耐えられなければならないと定められており、一般住宅の3倍以上の設計、機能要求がなされている。</p> <p>【原子力安全顧問による確認】</p> <p>地震動評価に影響を与える変数の不確かさを考慮して基準地震動を策定していること、発電所の施設がその重要度に応じた耐震設計が行われていることを確認した。</p>

1-4	基準地震動 (安全率の設定)	基準地震動を820ガルに引き上げたが、鳥取県西部地震が531ガルであり、安全率が約1.5である。ふつう人命に恐れがあるものを造るときは安全率を5や6にとるが、1.5という安全率はどうなのか。【合】	[原子力安全顧問による確認] 820ガルは原子炉建屋の岩盤基礎の波形の最大加速度である。実際の設計はこの値で壊れるようには造っておらず、必ず数倍の余裕を持たせている。最大加速度というよりも、その波形から見た周期ごとの地震動に基づいて設計を行っている。わかりやすい値として加速度を使っているが、単純にそれだけで設計されるものではない。
1-5	基準地震動 (耐震設計)	すべての配管に三軸粘性ダンパを取り付けて820ガルに耐えられるようにしているのか。機器も含めて820ガルに耐えるということを実証した上で確認しているのか。【住】	[中国電力説明] 安全重要度というものがあり、すべての配管機器が対象ではない。原子力発電の安全に直結するSクラス機器に対しては、820ガルの揺れがあっても機能が失われないことが条件となっている。耐震補強には三軸粘性ダンパなど様々な方法があり、適材適所で対応している。基本的にSクラスは820ガルで安全性が損なわれないようにダンパ等を使いながら対応する。
1-6	基準地震動 (2つの断層の連動)	宍道断層と鳥取沖西部断層は連動していないのか。【合】	[原子力規制庁回答] 原子力規制委員会の指摘を踏まえた追加調査等の結果、鳥取県西部の宍道断層は、断層として端部に出てくる形状が明確になっている。宍道断層は、それが明確にないところで線を引き、それより内側のどこかに端部があると考えているが、端部に向かって地表で確認されているところも活動性は弱まっており、二つの断層は同時に地震を起こすものではないと判断している。 [原子力安全顧問による確認] 宍道断層と鳥取沖西部断層の連動については、信頼性の高い調査により、両断層間に後期更新世以降の活動が認められること、両断層間に連続する地質構造が認められないことを確認している。加えて、十分に余裕を持った地点を東端と評価していることから、両断層の連動を考慮する必要はないと評価していることを確認した。また、宍道断層と鳥取沖西部断層は地質構造が異なる上に、不確かさを十分に考慮して宍道断層の東端を評価していることから、いずれかの破壊による地震動が他方の活断層破壊の引き金になる想定をする必要ないと評価していることを確認した。
1-7	火山事象 (火山灰の層厚)	火山灰が2cmから56cmになった。中国電力は何の見積もりを誤ったのか。【住】	[原子力規制庁回答] 56cmは三瓶山の噴火による火山灰を厳しく設定した結果である。中国電力は当初、三瓶山や大山を考慮していなかったが、審査で風向きなどを厳しく考慮すべきとの議論があり、56cmとした。 [原子力安全顧問による確認] 56cmの降灰の厚さについて、算定手法、実績とシミュレーションの結果等を確認し、適正な評価であることを確認した。

1-8	火山事象 (火山灰の影響)	<p>2cmでも交通麻痺が起こる。56cmも積もればなおさら大変ではないか。 また、56cmも積もっている中でフィルタの交換は可能なのか。【住】</p>	<p>[原子力規制庁回答] 実際には56cm降り積もる前に灰を取り除く。およそ10cm積もったら、ホールローダで取り除く。 フィルタ交換は運用面の対応となるので、後段規制（保安規定変更認可）で問題がないかを確認する。</p> <p>[原子力安全顧問による確認] 降灰による施設への影響については、吸気系統、電気系統、排気筒等に影響がなく、フィルタ閉塞前にフィルタの交換が可能であり、施設の安全機能に影響がないことを確認した。</p>
1-9	火山灰対策 (軽石の取水への影響)	<p>最近は火山の噴火が多い。ニュースで軽石が冷却水の取水に影響すると言っていたが、島根原発の取水に影響はないのか。【住】</p>	<p>[原子力規制庁回答] 島根原発の取水設備は海底から取水するため、軽石のように浮いているものを吸い込むことはない。取水槽には塵を取り除く装置があり、10mmのフィルタがある。海水ポンプに入るのは細かいものであるが、それによる影響はない。</p> <p>[原子力安全顧問による確認] 降灰による施設への影響については、吸気系統、電気系統、排気筒などに影響がなく、フィルタ閉塞前にフィルタの交換が可能であり、施設の安全機能に影響がないことを確認した。</p>
1-10	重大事故対策 (放射性物質放出への対応)	<p>重大事故対策で、放射性物質の放出はどの状態で始まると想定しているのか。 また、対策の最中に放射性物質が敷地内外を問わず放出された場合、ポンプなどの作動ができるのか。【住】</p>	<p>[原子力規制庁回答] 格納容器フィルタベントは、事前にどういうときに使うのかという手順や判断基準を定めており、格納容器内の温度が200度、圧力が設計圧力の2倍となっている。 放射性物質が放出された場合の発電所内の対応は、中央制御室、緊急時対策所にいる人間が1週間で100mSv以下になるという基準を満たしている。</p>
1-11	重大事故対策 (緊急時対策所)	<p>緊急時対策所は何のためにあるのか。 また、なぜ免震構造と耐震構造の2つがあるのか。【住】</p>	<p>[原子力規制庁回答] 緊急時対策所は、事故時の指揮命令を行うためにある。現場に赴く者がここから出発する。 中国電力の緊急時対策所は耐震構造の建物である。当初は免震構造の建物を緊急時対策所としていたが、耐震構造の建物を新しく造ったため、耐震と免震の2種類がある。</p>
1-12	テロ対策 (航空機衝突への対応)	<p>テロ対策も新規制基準で追加されたが、9.11のような航空機衝突にも耐えられるのか。 また、美保基地に配備される空中給油機が衝突した場合も耐えられるのか。【住】</p>	<p>[原子力規制庁回答] 衝突の状況にもよるが、航空機の衝突に建物はもたない。そのため、建物が壊れても電気や水を送るための接続口が複数用意されており、大規模損壊への対応手順が整備されている。 航空機衝突には意図しないもの（事故）と意図的なもの（テロ）がある。意図しないものは、確率が一定の値より小さければ対策を求めない。意図的なものは、可搬型設備を分散配置して効果的に対応できる態勢をとる。また別途、特定重大事故等対処施設を5年以内に造ることになっている。</p>

1-13	テロ対策 (北朝鮮ミサイルへの対応)	北朝鮮のミサイルなど軍事的な兵器で原発に攻撃を行ったときの被害の想定はしているのか。【住】	【原子力規制庁回答】 ミサイル攻撃は国家間の紛争、戦争となるので、原子力規制ではなく、武力攻撃事態対処法、国民保護法に基づく枠組みで対応する。
1-14	汚染水対策	境港の基幹産業は水産である。福島第一原発でも風評被害が出ており、汚染水が外部に出ることはやめていただきたい。 どうして地下水対策が汚染水対策になるのか。また、汚染水が海洋に流出しないように複合的な対策を考えているのか。 【合】	【原子力安全顧問による確認】 原子炉の冷却水に地下水が入ると汚染水の量が増える。地下水を汚染水に近づけないことが必要な対策である。中国電力は揚水井戸を設置して地下水バイパスを造ったり、止水壁を強化して地下水を汚染水に近づけない対策を自主的に行っている。 流出防止については、万が一発生した汚染水は海洋に出て行かないようゼオライトと呼ばれる鉱物を使って放射性物質を吸着したり、シルトフェンスを使って湾内に汚染水が拡散しないようにしており、格納容器から建物外まで幾層もの対策を講じている。
1-15	今後の審査 (スケジュール)	9月15日に設置変更許可が出たが、工事計画認可、保安規定変更許可はどのようなスケジュールで進むのか。 また、それぞれ審査が終わった時点で説明会をしてもらえるのか。【合】	【原子力規制庁回答】 設計及び工事計画認可（設工認）は1年。保安規定変更認可は設工認に比べると少なく、今後のスケジュールを決めるのは設工認の期間と思っていただいてよい。 説明会は、要請があれば行いたい。
1-16	今後の審査 (不適切事案の審査)	(中国電力の)不適切事案は審査対象であるか。【住】	【原子力規制庁回答】 設置変更許可は主に施設の設計を審査するものである。不適切事案、例えば審査ガイド誤廃棄などは運用管理の範疇であり、保安規定の審査で確認していく。また、現地にいる検査官が日々確認を行っている。
1-17	今後の審査 (顧問会議の判断)	顧問会議としては、もう島根2号機は安全だと言っていると理解してよいか。【合】	【原子力安全顧問による確認】 現時点では、新規制基準に基づく規制委員会の審査が科学的に適切であり、顧問会議からの対策（求め）についても、安全確保に必要な対策が十分に講じられていると判断している。 ただし、安全対策には終わりではなく、規制委員会も顧問会議も中国電力に言い続けることにより、安全性をより向上させていくことが必要である。

2 避難対策

2-1	U P Zの範囲 (範囲の設定)	U P Zの範囲が概ね5kmから30kmあるが、合理性がある場合は(30kmを)超えてよいのではないか。島根原発で重大事故が起きれば西風によって汚染されるため、米子市を全部入れて15万人が避難できるような防災、避難計画をやるべきではないか。【住】	[内閣府回答] U P Zの範囲は、IAEAの国際基準で5kmから30kmの範囲内で決めるようになっており、日本は最大半径の30kmを採用している。「概ね」というのは原子力災害対策指針の用語であり、同じ行政区であれば30kmで分けて避難行動を定めることが適切ではないため、地域の実情を勘案して範囲を決めている。
2-2	U P Zの範囲 (30km圏外の避難)	原子力防災ハンドブックには境港市と30km圏内の住民の避難場所しか書かれていらないが、30km圏外の住民はどこに避難したらよいのか。【住】	[内閣府回答] 30kmという基準は、科学的・技術的に確率的影響を防ぐために線引きしている。概ね30km圏内は自治体が計画を作成し、30km圏外は特に計画を定めることはなく、屋内退避が有効としている。ただし、避難、一時移転していくだけ可能性もある。
2-3	避難計画の実効性 (風向きのシミュレーション)	島根原発は県庁所在地に存在し、U P Z圏内に46万人が居住する。対象者が多い島根地域で事故が起こったら安全を保証できるのか。 風向きで(放射性物質の)拡散がどうなるのかといったシミュレーションは行っているのか。【住】	[内閣府回答] 島根地域は、緊急時対応を策定する地域で3番目に人口の多い地域である。地域の実情に応じたきめ細かな対応を島根県、鳥取県、中国電力と相談して、計画を策定している。 福島の教訓から、風向きは一切考慮する必要がないという専門家の意見を踏まえ、計画を策定している。P A Zはすぐに避難し、U P Zは放射性物質の放出時に避難するとかえって危険なので、先ずは屋内退避をする。避難は空間線量の実測値で対応するため、しっかりと測定する。
2-4	避難計画の実効性 (風向きと避難方向)	鳥取県は西風が吹いて、ブルームは東へ行くと言われているが、避難計画では東へ逃げることになっている。大丈夫か。【合】	[内閣府回答] 原子力防災会議で、原子力災害対策指針に沿って、具体的かつ合理的であると確認している。 福島の教訓を踏まえ、30km圏内は屋内退避を行い、ブルームが過ぎ去るのを待つ。その上でモニタリングを行い、放射性物質が高いと判断した場合は一時移転などを行ってもらう。 [県避難計画] 原子力災害対策指針に基づく防護措置として先ずは屋内退避を行い、緊急時モニタリング測定値が基準を超える地区は一時移転を行う。避難先は県中部東部を予定するが、必要と認められるときは日野郡などの県内予備地域や県外避難を実施する。

2-5	避難計画の実効性 (複合災害への対応)	境港市は三方を海に囲まれている。地震、津波、原子力の複合災害が起きた場合、避難はスムーズにいくのか。【合】	<p>[内閣府回答]</p> <p>まず原子力災害に対する避難よりも、津波から身を守るなど、自然災害から命を守ることが重要である。そうして安全確保を行った上で、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が避難経路や避難先を確認し、しっかりと支援していく。</p> <p>境港市の地形については、鳥取県、境港市、米子市と十分に確認を行った。また、県警による交通規制や避難誘導システム（信号を青にして避難車両を通す）などにより、渋滞緩和を検討している。このように様々な課題を検討した上で避難計画を了承したが、計画に終わりではなく、今後も改善していく。</p> <p>[県避難計画]</p> <p>地震、津波等の自然災害との複合災害が発生した場合、原則、自然災害に係る避難行動を優先させ、人命の安全確保を最優先に対応するとしている。</p> <p>複合災害については津波被害で国道431号線の一部が使用制限される場合も想定し、発災後速やかに避難経路の状況確認や道路復旧等を行う計画を作成している。また信号機の遠隔制御化や監視カメラや道路情報板の設置により、避難の円滑化や実効性向上の取組も進めている。</p>
2-6	避難計画の実効性 (大雪の場合の避難)	大雪の場合の避難はどう考えているのか。 【住】	<p>[県の回答]</p> <p>国土交通省・県・市町村・西日本高速道路株式会社が、あらかじめ策定する除雪計画に基づき、積雪時の道路通行を確保する体制を整えている。積雪時に避難が必要になった場合には、避難経路の優先的な除雪を行うこととしている。</p>
2-7	避難計画の実効性 (バスの確保)	輸送能力（バス）の確保について、他県からの応援台数は確保できるのか。 また、放射能が市内に充満している場合でも支援を得られるのか。【合】	<p>[内閣府回答]</p> <p>予定台数が実災害時にトラブルを起こすことも想定されるが、まずはバス会社が自社で融通し、次に中国5県や関西広域連合を通じて、さらには国土省が関係団体へ協力を要請する。不測の事態においては、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）がしっかりと住民を一時移転させる。</p> <p>[バス協会との協定締結]</p> <p>中国5県や関西広域連合のバス協会と原子力災害時におけるバスによる緊急輸送等の協定を締結している。予測できない事態が生じて車両が確保できない場合は、自衛隊などの実動組織に支援を要請する。</p>
2-8	避難計画の実効性 (ペット、家畜等の避難)	鶏や牛など生き物を飼っている人は放つておいて逃げることができないが、こうした実態は把握できているのか。【住】	<p>[内閣府回答]</p> <p>ペットに特化して説明すると、万が一時移転となった場合、自治体によってはペットと一緒に入れていただける避難先もある。仮に避難所がない場合にも、例えば自家用車避難をした場合に車中で生活できる。仮に一時移転となった場合、不都合が生じる可能性もゼロではないが、最大限配慮しながら自治体と一緒に考えていく。</p>

2-9	避難計画の実効性 (コロナ対策)	(避難における) コロナ対策はどうするのか。 バスで移動すれば二重の危険があるのでないか。【住】	[県の回答] 新型コロナウイルス感染症流行下における原子力災害については、住民の被ばくリスクと感染症拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先として防災対策を講じる。 バス避難については、乗車人数を少なくする、感染の疑いのある者とそれ以外の者が混在して乗車しないよう可能な限り分けることなどによって対応する。
2-10	避難計画の実効性 (長期避難)	事故が発生すれば、広範囲の多数の住民が避難することになる。原子力災害は長期避難が必要となり、簡単ではない。【住】	[内閣府回答] 福島第一原発事故では、避難計画も移動手段もない、行き当たりばったりの避難となつた。その教訓から、広域の避難計画を定めている。避難先からいつになつたら戻れるのかについても、自治体と相談していく。 [県避難計画] 長期避難が必要となった場合は、仮設住宅の建設等を行い、避難所の早期解消を図りつつ、帰還までの避難住民の生活安定に必要な措置を国や関係市町村と連携して実施する。
2-11	避難計画の実効性 (学校等への避難)	学校、公民館に避難されると、日常の教育活動、地域活動ができなくなる。 【住】	[県の回答] 仮設住宅の建設等により、避難所を早期に解消する。避難所となる施設では通常活動が制限されるが、ご協力をお願いしたい。
2-12	避難計画の実効性 (受入先の啓発)	避難受入先の啓発活動をしてほしい。【住】	[内閣府回答] 国が、受入先が避難者を受け入れるガイドラインを作成し、その後自治体が受入先の自治体に説明に行く。島根地域の原子力防災協議会作業部会には岡山県や広島県も参加しており、受入マニュアルを作つてもらうこととしている。内閣府も全面的に支援していく。 [避難受入先の啓発] 受入先の理解向上のため、原子力防災ハンドブックの県内全戸配布や広域避難所になる施設に表示板を設置するほか、避難先の施設を確認する訓練や講演会の開催などによる啓発を行つてゐる。
2-13	避難計画の実効性 (実効性の解釈)	避難計画に関して「国の原子力防災会議で指針に沿つて具体的・合理的であると了承した」というが、必ずしも実効性があるという意味ではないと理解してよいか。 顧問会議は県・市の避難計画について実効性があると思われてるのか。【合】	[内閣府回答] 緊急時対応は、米子市、境港市、鳥取県も参加して、現時点で最善なものと考えている。内閣府としては、これができたから実効性があると言うことはなく、常に向上していくものと考えている。 [原子力安全顧問による確認] 計画の実効性はイチゼロで判断すべきではないが、確認した中では妥当な計画になつてゐる。大事なのは、計画を緻密に作るだけではなく、計画を作つた後に県民も含めて趣旨や内容を十分に理解し、いざというときに的確に行動できるように備えを進めることである。

2-14	避難計画の作成 (避難計画の審査)	法律を変えてでも、規制委員会が避難計画の審査をするべきだ。それができないなら、別の第三者が審査するべきだ。【住】	<p>[原子力規制庁回答]</p> <p>福島原発事故以後に原子力の規制と推進を分離した。推進する側は規制する側に口を出さず、規制する側も推進する側に口を出さず、それぞれ独立してやっている。原子力規制委員会は法律に基づいて原子力の規制を行っており、避難計画は内閣府が官邸の下でやるものと認識している。</p> <p>[内閣府回答]</p> <p>災害対策基本法と原子力災害特別措置法により、各自治体が防災計画、避難計画の作成義務を負っている。国は地域住民の生命・財産を守る責務がある。島根地域の原子力防災協議会でそれぞれの役割で対応しており、自治体と国が一体となって避難計画を作成している。</p> <p>[県避難計画]</p> <p>災害対策基本法及び原子力災害特別措置法により、県は防災基本計画や原子力災害対策指針に基づく避難計画等を作成することになっている。避難計画や国の対応等を取りまとめた「緊急時対応」を地域原子力防災協議会で確認した後、原子力防災会議で確認、了承することになっている。</p>
2-15	避難計画の作成 (計画の作成主体)	なぜ営利企業である中国電力が避難計画を作らないのか。【住】	<p>[内閣府回答]</p> <p>災害対策基本法と原子力災害特別措置法により、自治体が防災計画、避難計画を作成する義務を負い、島根地域の原子力防災協議会で、自治体と国が一体となって避難計画を作成している。協議会には中国電力も入っている。</p>
2-16	屋内退避 (100mSvの妥当性)	規制庁は被ばくに関して1週間で100mSvという目安を作っており、1年間で1mSvと考えると100年分の被ばくを1週間でしてしまうことになる。常識外れで危険だと思う。【住】	<p>[県の回答]</p> <p>I A E Aは事故発生後の速やかな対策を実施する目安となる被ばく量を包括的判断基準として示している。例えばO I L（運用上の介入レベル）の目的でもある確率的影響を低減するために避難や屋内退避などが求められる基準として、実効線量で100mSv/初期7日間という基準を設けている。</p> <p>U P Zの住民は屋内退避など適切な防護措置を行えば、健康に影響する判断目安となる100mSvを超えないため、十分に安全対策がとられていると判断している。</p>
2-17	屋内退避 (責任の所在)	避難計画に基づいて屋内退避を行い、死傷者が出了場合の責任は誰がとるのか。【住】	<p>[内閣府回答]</p> <p>原子力災害の一義的な責任は中国電力にあるが、防災の観点から言えば、国と県それぞれが責務を有している。</p> <p>[法的根拠]</p> <p>災害対策基本法と原子力災害特別措置法により、国や地方自治体は原子力災害から住民の生命・身体・財産等を守るために措置を講ずる責務を有している。</p>
2-18	屋内退避 (遮へいガラス)	U P Z圏内の学校は遮へいガラスにしてほしい。【住】	<p>[内閣府回答]</p> <p>コンクリートの建物なら9割の遮へいができる。遮へいガラスまでは必要ないと考えている。</p>

2-19	安定ヨウ素剤 (効果)	安定ヨウ素剤は効果があるのか。【住】	<p>[内閣府回答]</p> <p>24時間前に飲むと、甲状腺への放射性ヨウ素の集積を90%以上抑制できる。24時間以上前に飲むと効果がないので、一時集結所で服用することになる。</p>
2-20	安定ヨウ素剤 (服用の判断)	安定ヨウ素剤の服用が必要かどうかの判断は誰が行い、どのように住民に伝えるのか。【住】	<p>[内閣府回答]</p> <p>服用は原子力規制委員会が専門家の視点で判断する。原発事故の進展状況や放射性物質を吸い込む可能性が100mSvを超える線量になっているなど様々な判断基準はあるが、総合的に判断した上で、原子力規制委員会で服用すべきと判断したタイミングで指示を出す。</p> <p>指示は原子力災害対策本部長である内閣総理大臣が行い、指示を受けた自治体がいろいろな媒体手段を通じて住民に指示を出す。</p>
2-21	安定ヨウ素剤 (事前配布)	UPZ圏内で安定ヨウ素剤を事前配布しない理由は何か。【合】	<p>[内閣府回答]</p> <p>福島第一原発事故以降、PAZは即時避難を行うため、事前に安定ヨウ素剤を配ることとしている。安定ヨウ素剤は飲むタイミングが重要であり、UPZは原則緊急配布としているが、緊急配布できない地域は自治体と相談して事前配布している。</p> <p>[安定ヨウ素剤の事前配布]</p> <p>県では、緊急時に一時集結所で安定ヨウ素剤の受け取りが困難でありかつ希望されるUPZ圏内住民への事前配布を計画的に行っている。</p>
2-22	事故補償	万が一事故が起きた場合、国はどこまで補償するのか。【住】	<p>[内閣府回答]</p> <p>原子力災害時の補償は国が前面に立って支援する枠組みとなっている。事故については中国電力に一義的な責任があるが、原子力損害賠償に関する法律等の制度を活用しながら対応する。</p>
2-23	国の財政支援	自治体の防災対策に当たる人件費への国の財政支援がない。なぜ支援しないのか。【住】	<p>[内閣府回答]</p> <p>限りある財源の中で優先順位を付け、通信回線の多重化など、自治体と相談して対応している。支援の拡大も相談したい。</p> <p>[国要望]</p> <p>現在は中国電力からの寄附金を防災対策の税源に充てているが、県では国に対して、UPZにおける原子力防災体制を一層強化するための財源を措置するとともに、必要な人件費等について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みの構築を求めている。</p>

3 日本のエネルギー政策

3-1	エネルギー政策 (周辺自治体の位置づけ)	エネルギー基本計画における「立地自治体」に周辺自治体は含まれるのか。【住】	[資源エネルギー庁回答] 「立地自治体」が指す対象は立地自治体のみである。しかし周辺自治体も重要であり、丁寧にコミュニケーションを取っていく。
3-2	エネルギー政策 (原発の再稼働)	(エネルギー基本計画の電源構成で) 原子力を20~22%にするということは、現在停止中の原発も全て動かす計算になる。福島第一原発事故の教訓が活かされていない。【住】	[資源エネルギー庁回答] 福島第一原発事故の深い反省に立ち、確実な廃炉に向けて総力を挙げて取り組んでいる。当面は電気の安定供給において、原子力は欠かせないエネルギーである。
3-3	エネルギー政策 (原発の発電コスト)	原子力の発電コストが11.7円/kWh～とあるが、上限はどの程度か。上限が無限なら11.7円で他電源と比較するのはおかしい。 また、発電コストに福島第一原発事故の処理費用、地層処分、財政支援等は加算されているのか。 設備利用率と稼働年数について、原子力は40年ということでしょうか。【住・合】	[資源エネルギー庁回答] 原発の発電コストには、安全対策工事など将来的な変動要因がある。不確定な部分は感度分析を行い、確定している経費は織り込んでいる。 コストには賠償、防災、広報、中間貯蔵、核燃料サイクル、地層処分等が入っている。防災などの政策コストも入っている。ちなみに最終処分の費用は1.68円/kWh。地層処分の費用は0.04円/kWhである。 稼働年数について、制度上は40年の運転、1回に限り20年延長できる。設備利用率は震災前あるいは直近の利用率を見越して設定している。
3-4	エネルギー政策 (再生エネルギーへのシフト)	危ない原子力がベースロード電源というのはあまりに安易である。世界は再生可能エネルギーをベースロード電源とし、足りないところを原子力としている。日本も再生可能エネルギーをベースロード電源にすべきである。 【住・合】	[資源エネルギー庁回答] 再生可能エネルギーを主力電源化する方針であるが、原子力は安定かつ安価で、資源の乏しい日本では安全確保を前提として欠かせないものである。 原子力規制委員会によって世界で最も厳しいレベルの基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重して原発の再稼働を進め、立地自治体などの理解と協力を得るよう取り組んでいく。また、可能な限り原子力への依存度を低減していく。 原子力はコストが低廉で安定的かつ継続的に稼働できる特性を持ったベースロード電源であり、電力は需要と供給を一致させる必要があることから、原子力、火力、再生可能エネルギーを適切に組み合わせることが重要である。
3-5	エネルギー政策 (島根2号機の再稼働要請)	設置変更許可に適合するという結論が出ただけ(途中段階)で、再稼働に求められる安全性が確保されていることを確認したとし、2号機の再稼働を進めるという要請を行うのはおかしい。【住】	[資源エネルギー庁回答] 設置変更許可のタイミングで、政府として地元の理解を得られるよう取組を始めている。これまでに再稼働の理解を要請し、再稼働を果たした各地点においても、設置変更許可というタイミングを一つの始点としている。
3-6	核燃料サイクル (MOX燃料のリサイクル)	MOX燃料のリサイクルは本当にできるのか。【合・住】	[資源エネルギー庁回答] 青森県(再処理工場、MOX燃料工場)では竣工に向けて安全最優先に取り組んでおり、事業変更許可は一つの大きな山を越えた。MOX燃料も試験施設で再処理の実績があり、技術開発途上ではあるが、一つひとつ課題を乗り越えていく。

3-7	核燃料サイクル (プルサーマルの検証)	中国電力は島根2号機でプルサーマル発電をすると言っているが、今回の設置変更許可はプルサーマル発電をする前提で審査をして適合するとしているのか。【合・住】	[原子力規制庁回答] MOX燃料の使用は平成20年に審査をして許可している。今回の設置変更許可では、MOX燃料が入った前提で重大事故対策等を評価している。 [中国電力回答] 2号機は再稼働がかなえば、いずれかの段階でプルサーマルを実施する予定。手続きはすべて終了しており、2008年に国の許可を受けている。今般の新規制基準適合性審査もプルサーマルを配慮している。
3-8	核燃料サイクル (最終処分)	核燃料の最終処分ができなければ再稼働できないと考えている。北海道の2町村の事前調査はどういうかたちで進められるのか。【合】	[資源エネルギー庁回答] 使用済み燃料の再処理は事業許可が出ており、竣工時期も目途が立っている。高レベル放射性廃棄物の最終処分は、文献調査以降多くのプロセスを踏む必要がある。国が責任をもって地域の理解を得られるよう進めていく。
3-9	核燃料サイクル (国の信頼回復)	最終処分場も未定であり、放射能という危険なものが環境に適合せず、事故が起こりうると言われている中、どのような考え方で信頼回復に努めているのか。【住】	[資源エネルギー庁回答] 万が一事故が生じた場合は環境への影響が生じる。これは原発のみならず、その他の電源においても同様である。信頼回復と簡単には申し上げられないが、様々な機会をとらえて、国も前面に立って説明を行い、一つひとつ信頼を得られるように努力を重ねていく。
3-10	福島原発事故	福島第一原発事故では10年が経っても2万人が帰れない状況である。エネ庁は避難者の声を聴いているのか。【合】	[資源エネルギー庁回答] 福島第一原発事故の経験、反省と教訓を肝に銘じて取り組むことがエネルギー政策の原点である。支援チーム（福島相双復興官民合同チーム）が別働部隊としてあり、現地の皆様の声を聴きながら、復興政策を進めている。

4 中国電力の安全対策

4-1	住民の意見 (説明責任)	<p>米子市民や境港市民が賛成してから再稼働するのが筋道である。中国電力はテレビCMで「真摯に市民、県民の皆様と向き合う」としているが、島根原発は駄目だと思っている人たちが説明を聞きたいと言ったとき、きてくれるのか。【合】</p>	<p>【中国電力回答】</p> <p>9月15日（審査合格）以降、住民説明会をやらせていただいているが、これですべて終わったとは思っていない。地区単位の説明会や見学会など、いろいろな場でしっかりと当社の考え方や安全への取組を説明したいと考えている。</p> <p>これまでいろいろな場面で説明を求められているが、趣旨を含めて社内で検討して個別に回答している。趣旨に賛同できない場合は、丁重にお断りする場合もあるが、これという基準ではなく、真摯に向き合うこととしている。</p> <p>【住民説明会の開催】</p> <p>県・市主催：10月24日（米子市）、10月30日（境港市）、 11月18日（県東部）、11月23日（県中部）、 11月24日（県西部）</p> <p>境港市主催：11月15日から26日まで計7公民館で開催</p> <p>中国電力主催：10月15日（境港市）、10月18日（米子市）</p>
4-2	事故補償 (風評被害)	<p>万が一事故があったときの風評被害について、中国電力はどのように考えるのか。【合】</p>	<p>【中国電力回答】</p> <p>安全協定に風評被害を補償する内容が記載されている。原発事故が起こりうる前提に立っており、仮に損害が出れば、きちんと被害を含めて補償する。</p> <p>【安全協定】</p> <p>発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、中国電力は、その損失に対し、誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。（第17条第2項）</p> <p>【原子力損害賠償制度】</p> <p>万が一の原子力事故による被害者救済を目的として1961年に原子力損害の賠償に関する法律が成立。翌年、関係法令が施行され原子力損害賠償制度が確立した。主な規定は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に無過失・無限の賠償責任を課し、その責任を事業者に集中する。 ・賠償責任の履行を迅速かつ確実にするため、事業者に原子力損害賠償責任保険加入等の損害賠償措置を講じることを義務づける。発電用原子炉における損害賠償措置額は、民間保険契約と政府補償契約で1,200億円（上限） ・賠償措置額を超える原子力損害が発生した場合、国が原子力損害賠償・廃炉等支援機構を通じて事業者へ必要な資金援助を行い、被害者救済に遺漏がないよう措置する。

4-3	財政支援	福島第一原発事故があつて、避難計画の作成は自治体の義務になっている。立地ではないので、避難計画への国からのお金は100%ではない。本来、中国電力が100%出すべきではないか。【合】	<p>[中国電力回答]</p> <p>安全協定の目的は、住民の安全と環境の保全を守るというもの。事故が起これば、立地、周辺も災害が起こることを十分理解している。そういった災害になったとき、安全協定だけでは担保できない。原子力防災と安全協定の両方で総合的に考えて、安全を確保すべきと考えている。</p> <p>これまで52台のストレッチャー付き車両の確保の協力を伝えている。金銭面についても、今後協議をしながら、現在の寄付金とは違った対策を考えていきたい。</p> <p>[県・市と中国電力との協議]</p> <p>現在は中国電力からの寄附金を防災対策の税源に充てているが、安全協定改定協議会において、県、米子市、境港市、中国電力との間で、原子力防災に対する中国電力の財源措置に係る一定の恒常性をもつた仕組みの構築について協議を行っている。</p>
4-4	太陽光発電、風力発電へのシフト	宍道湖の3分の1の面積の太陽光発電をやって、宍道湖1個分の風力発電を足せば島根原発82万kWが賄える。放射能や事故の恐れもなく必要な電力が得られると思うが、そちらに向かわないのか。【住】	<p>[中国電力回答]</p> <p>費用のことも考えれば、電気料金が上がると皆さんの暮らしだけでなく産業も成り立たなくなる。電力会社はすべて原子力というわけではない。（電源には）一長一短があり、それぞれを組み合わせていくことが日本の経済、暮らしが成り立つ唯一の手段だと考えている。</p>
4-5	安全協定改定	周辺にも立地並みの権限を与えて、一つの自治体でも駄目だという意見があれば（原発）止めるとか、時間をかけて再協議をするとか、それぐらいの態度で臨んでもらいたい。【合】	<p>[中国電力回答]</p> <p>安全協定だけが災害に対応できるシステムではない。原子力防災の取組とあわせて、しっかりと協議させていただく。</p> <p>[安全協定の改定協議]</p> <p>本県の安全協定は運用上は立地自治体と差がないことを文書により確認しているが、文言の違いについて住民や議会に疑問の声が上がっていることから、中国電力に対して、立地自治体と同等の文言への改定を求めている。</p>

5 その他

5-1	県の判断	島根2号機が適合性審査に合格したことをもって鳥取県は再稼働に同意するのか。それとも同意しないという選択もあるのか。【住】	<p>[県の回答]</p> <p>原子力安全顧問に適合性審査の結果について確認いただいたところであり、（今後は）米子市、境港市の意見も聞き、最終的には議会に御判断をいただき、最終的な結論を出す。</p>
5-2	県の判断	必ずしも新規制基準、原子力災害対策指針といった指針や基準が正しいとは限らない。新潟県のように検証委員会を設けて、国の基準や指針が適正かどうか、福島原発の事故がどうだったのか、福島原発事故以降に人々の生活や暮らしがどうなったのかを検証する取組を、原子力安全顧問以外で検討されているのか。【住】	<p>[県の回答]</p> <p>新規制基準や原子力災害対策指針は福島第一原発事故の教訓や国内外の指摘を踏まえ、このような事故が二度と起こらないように策定されており、安全性は相当高まっている。しかしながらリスクは決してゼロにはならず、可能な限りリスクを減らすために継続的な改善を続けることが重要である。県においても、原発の安全性に絶対はないという考え方の下、万が一に備えて、迅速かつ的確に対応できる原子力安全・防災体制の構築に努めていく。</p>